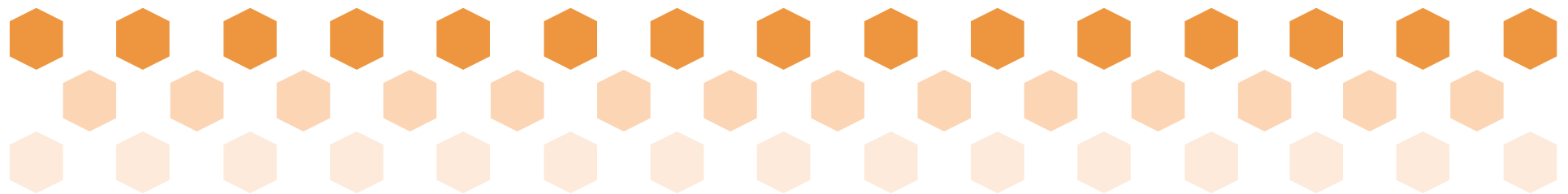


食品産業における適正取引の推進に向けた取組



平成30年10月

農林水産省
食料産業局

1. 食品等流通法に基づく食品等流通調査の実施について

- 平成30年6月に「食品流通構造改善促進法」等の改正法が成立。
- 改正後の「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」は10月22日に施行予定。同法に基づき、次の措置を開始。
 - ✓ 農林水産大臣が、**食品等の取引状況等を調査**し、事業者に対して**指導・助言等を実施**。
 - ✓ 農林水産大臣が、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、**公正取引委員会に通知**。

調査の実施

通報調査

- ◆ 農水省に相談サイト・相談ダイヤルを設置 → 通報事案に応じて関係企業等からヒアリング等

テーマ調査

- ◆ 特定のテーマを「**年間テーマ**」として設定
- ◆ **対象業界企業・取引相手方企業を選定、送付する調査票を作成等**
- ◆ 回収した調査票等に基づき関係企業等からヒアリング等
- ◆ ヒアリング内容を整理 → **検証**
- ◆ 調査結果を公表 → 関係企業等への注意喚起、指導等
→ **不公正な取引方法の事実がある場合、公取委へ通知**

2. 食品の適正取引推進ガイドラインのフォローアップ調査の結果

(調査時期：H30年8月、調査対象：豆腐等製造業者95社、牛乳等製造業者44社)

(1) 取引上の問題が改善された事例 (ガイドライン公表後の変化)

○豆腐・油揚製造業者の9割、牛乳・乳製品製造業者の6割が問題がない、又は問題が改善されたと回答。

○ガイドラインにより、従業員の派遣や物品の強制購入について、改善された事例の報告があった。

⇒ 具体的な改善事例について、経産省・中企庁とも連携して、小売業者、食品製造業に対し周知を強化。

図1 取引上問題となり得る事例についての変化(豆腐・油揚)
(回答企業数:89)

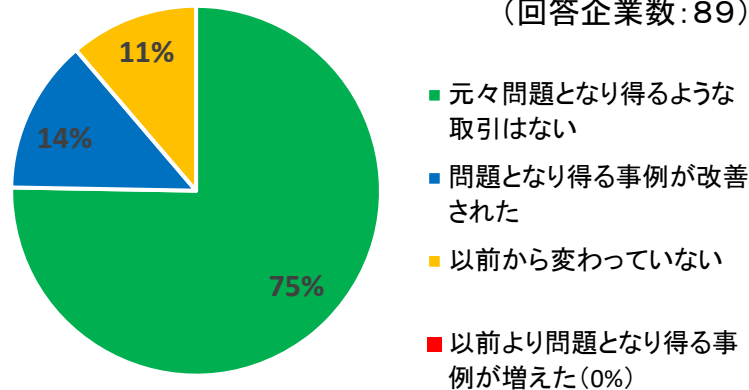
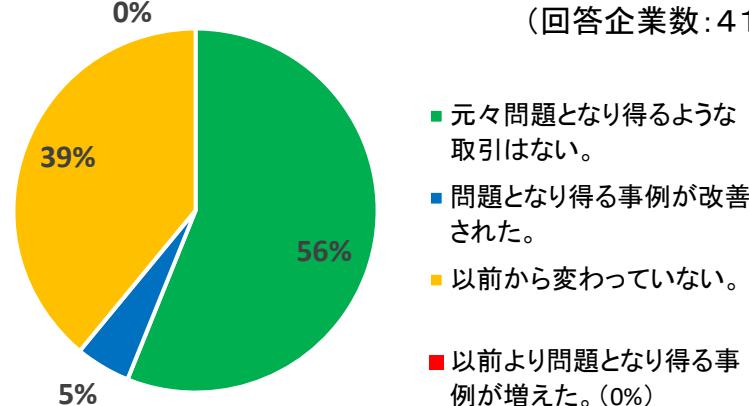


図2 取引上問題となり得る事例についての変化(牛乳・乳製品)
(回答企業数:41)



ガイドラインによる啓発効果

(企業の声)

- ・ガイドラインを読んで下請法のルールを初めて知った。
- ・営業の社員に、取引先との交渉でどこまで応じるべきかについて指導を行った。

改善が見られた事例の具体的内容

<従業員の派遣>

- ・派遣の要請がなくなった、頻度が1/2程度に減った。
- ・派遣の要請はあるが5~8千円程度の日当が出るようになった。

<物品の強制購入>

- ・以前は取引先の商品(クリスマスケーキ等)約2~6万円分の強制的な購入依頼があったが、現在はなくなった。

(2) 取引上問題となり得る事例への対応

○豆腐・油揚製造業者の2割、牛乳・乳製品製造業者の4割が問題となり得る事例があると回答。

○問題となり得る事例として、①協賛金(リベート)の負担、②物流センター・システム使用料等の負担、③ドラッグストア等における客寄せを狙った恒常的な逆ざやによる廉価販売等の報告があった。

⇒ 個別具体的な案件については、公取委の具体的な活動につながるよう、①企業への申告・相談制度についての周知に公取委・中企庁と連携して取り組むとともに、②食品等流通法施行後は、個別相談にも対応した調査を行い、不公正な取引方法の事実がある場合には、公取委へ通知。

図3 取引上問題となり得る事例の有無(豆腐・油揚)

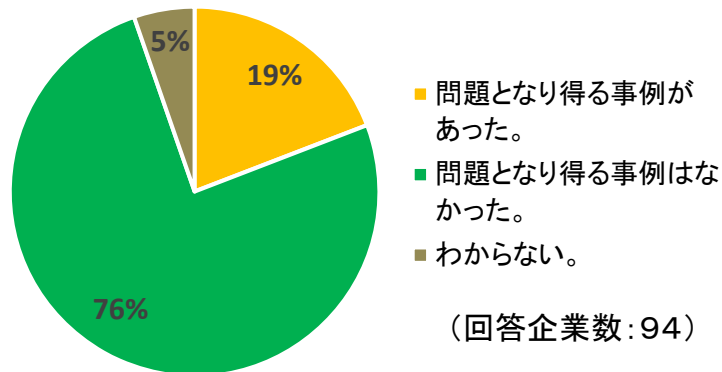


図4 取引上問題となり得る事例の有無(牛乳・乳製品)

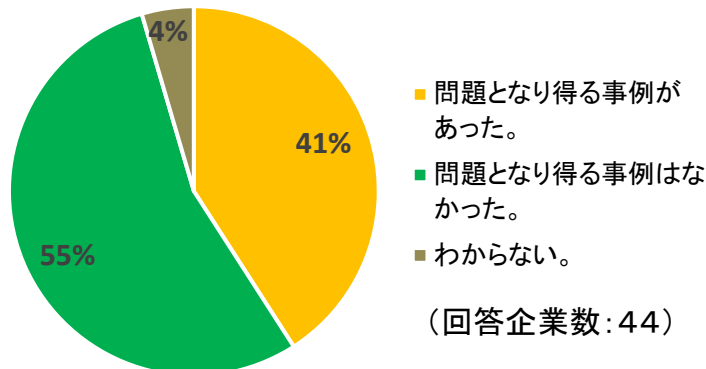


表1 取引上問題となり得る事例の内容(複数回答)
(回答企業数:豆腐・油揚げ=17、牛乳・乳製品=18)

問題となり得る事例	豆腐等	牛乳等
協賛金(リベート)の負担	53%	50%
物流センター使用料(センターフィー)等の負担	47%	44%
受発注等に関するシステム使用料等の徴収	47%	28%
物流費等のコスト増加を反映しない価格決定	35%	39%
原材料価格や労務費の上昇時の取引価格改定	35%	33%
PB商品をめぐる不利な取引条件の設定	29%	17%
従業員の派遣、役務の提供	29%	33%
包材(フィルム、パック等)の費用負担	18%	11%
合理的な根拠のない価格決定	18%	17%
店舗到着後の破損処理	18%	33%
物の購入強制	18%	22%
客寄せのための納品価格の不当な引下げ	12%	28%
過度な鮮度要求、欠品回避のための短納期発注	6%	39%
前提が異なる場合の同一単価による発注	6%	6%
短納期での発注、発注のキャンセル	6%	17%
その他	12%	6%